

会議録

日	令和7年3月18日(火)	時間	13:30~15:00	場所	糸魚川市役所2階 203・204会議室
件名	令和6年度 第2回糸魚川市地域自立支援協議会				
出席者	<p>【出席者】 委員：山田委員、岡尾委員、横澤委員、古海委員、田中委員、野本委員、中村委員、岡田委員、小林委員 事務局：地域生活支援センターこまくさ 内藤管理者 磯貝相談員 福祉事務所 山岸所長、仲谷係長、飯田係長、八木主査、横澤主査</p> <p>【欠席者】大谷委員、大久保委員、吉井委員</p>				
	傍聴者定員	一 人	傍聴者数		1人

会議要旨

進行(事務局)

1 開会

要綱の規定により、委員の半数以上の出席であるため、本会は成立。

2 福祉事務所長あいさつ

6年度の本会の協議内容は、第7期ささえあいプランの初年度として、各部会の取組報告が主となる。

令和5年度に、障害児サービス事業所が新規で開設されたことにより、利用者が増加。事業所は地域に定着している。

令和7年4月からは、能生地域でのグループホームの開設、地域活動支援センターの統合・運営移管、新規就労支援等の事業所の開設があり、さらなるサービスの充実が見込まれる。

一方で、支援者的人材不足を背景に事業を縮小する事業所もあり、福祉関係職員の人材確保が大きな課題となっている。

大きな変化がある中、協議会では、個々のニーズを地域課題として捉え、施策に活かすよう、知恵を出し合い、議論を深める場にしたい。本日は、初の試みとして、実際の支援事例をとりあげ、委員の皆様からの意見を伺いたい。今後とも、地域住民が連携し、誰もが地域で安心して暮らせるようなまちづくりを、皆さんとともに推進してまいりたい。

3 報告・協議事項

(1) 各部会の今年度の取組内容と次年度の予定

資料No.1について事務局及び小林委員(運営本部長)から説明。

(2) 相談支援部会から事例提供と地域課題の検討

- ・資料No.2について事務局から、実際の支援ケース(事例)に基づき説明。
- ・保護者が亡くなった後も生家で暮らす独居障害者が今後も増加する見込みであり、相談支援部会では、特に山間地域等で独居生活する方への支援の目が行き届きにくいことを地域課題と捉えている。
- ・福祉サービスを始めとした福祉分野だけでなく、地域住民の方からも、独居障害者へのかかわり・見守りをしていただくななど、相談員や事業所を中心としたチームサポート体制の輪に入っていただけないかと考えている。
- ・委員の皆様から、ご意見をいただきたい。

次頁へ

- (委 員) 本人は、不便な土地にある自宅で過ごすことをどこまで望んでいるのか。市街地のグループホームなどに転居してもらうなど、本人の意思を変えるという選択肢もある。
- (事務局) 本人の能力と希望にギャップがある場合でも、本人の意思を最大限にかなえることが第一であり、自宅生活の継続を想定しての課題としている。
- (委 員) 事例では、保佐人が就任したようだが、あらゆるお金を管理され、窮屈な生活を強いられる印象がある。場合によっては、本人の不利益につながり、トラブルになるなどの話も聞いたことがあり、我が子の「親亡き後」にいざれ必要とは思うが、一旦後見人が選任された後は、変更できないとも聞き、なかなか利用まで行きつかない。
- (事務局) 後見制度については、親族が後見人になったり、社会福祉協議会の法人後見や、市長申し立ての制度など、様々な選択肢があるので、必要であればご相談いただきたい。
- (委 員) 事例では、金銭管理が苦手で浪費してしまいがちなようだが、自力で移動できるのであれば、日中の過ごし方を支援者が示すとよいのではないか。例えば、就労系の事業所や、地域活動支援センターなどの居場所などを提示し、日課にすることで浪費は減り、行き先での健康観察など、見守りもできるようになるのではないか。
- (事務局) 本人が受け入れるかはその人次第で、支援者の提示した案に素直に同意する人もいれば、枠にはまつた生活が合わずに拒否する方もおられる。また、こだわりをなかなか変えられず、これまでの生活や慣れた実家から離れられない方も多い。そんな障害者の方に対し、障害福祉の側からのアプローチだけでは限界も感じており、例えば、地域の民生委員の方などからの協力が得られないか、ご意見をいただければと思う。
- (委 員) 我が家は市街地から遠く、10年後には、周辺の集落が存在しないと予想している。そんな中、我が子の「親亡き後」を考えた際、今よりも高齢化が進んでいる地域の力を頼りにすることは難しいと思う。
- (委 員) 地域の方に何を求めるのか。金銭管理は無理だと思うが、例えば、安否確認とか、何か困ったら声をかけてくれるとか、何かあれば、本人に代わって支援者に発信してくれる手助けなどであれば、可能ではないか。
- (事務局) ご指摘のとおり、何かあった時に親身になってくれる地域の方の存在は、支援者の立場からすると、大変ありがたい。地域の方が支援チームの輪に入ってくれれば大変助かる。
- (委 員) 逆のアプローチで、障害者を「支援してもらう人」から、「地域を助け、ありがたがられる人」にするような発想の転換はできないものか。事例の方であれば、移動は可能で、比較的若い方なので、地域の高齢者の見守りだとか、高齢者と本人が互いに安否を確認できるような仕組みをつくることができれば、理想的だと思う。
- (委 員) 就労支援事業所から一般就労してしまうと、これまで利用できていたサービスや計画相談員との接触もなくなり、現状把握が難しくなる。そんな中で本人の状態が悪化しても、自己発信できない人へのアプローチは難しく、事件や事故などの悪化しきった状態でようやく認知されることも多い。
- (委 員) 就労後は福祉側の支援者からとは関係が希薄になりやすいため、就労先の企業が雇用する立場として従業員を気にかけるなど、企業側の意識改革が必要。また、市役所などの公的機関が相談に応じるなどはどうか。
- (事務局) 市役所が相談にのり、必要な支援機関におつなぎできる。一般就労後は、支援センターさくらなどの支援機関も相談先になる。
- (委 員) ハローワークでも、相談にのることはできる。
- (委 員) 商工会議所では、会員企業からの障害者雇用にかかる相談などは受けていない。

(委 員) サービス終了後のアフターフォローはできないものか。例えば、めだか園で児童発達支援を利 用していたのち、特別支援学級などに進級した結果、まわりに合わせられずに困っているお子さ んもいると聞く。

在学中は、教師が支援できるが、成人の場合で一般就労後は、支援学校からの支援も切れてし まう。こういった方に、2～3年をめどに、同じ会社に就労しているかの確認だけでも、フォロ ーアップなどはできないものか。

また、個人情報の兼ね合いもあるが、市やハローワークで持つ情報を重ね合わせて、状況把 握し、引きこもりなどを未然に防ぐような取組も考えられる。

(委 員) フォローについては、市の保健師の現状ではなかなか難しいかもしれないが、3つの課に配置 されている保健師が、対象者のどの年代を担当するか役割分担し、切れ目なくフォローしていく ことも考えられる。

(事 務 局) 個人情報の関係で、他機関との情報連携は難しいが、市でできる範囲を検討していく。

(3) 第8期「糸魚川市ささえあいプラン」の策定

資料No.3により事務局から説明

(4) 意見交換・情報交換

特になし

4 報告事項（事務局から）

(1) 障害福祉サービス事業所の事業変更について

J With You（サテライト）が、令和7年1月から、就労継続支援B型事業も開始。上越市の事業所と合わせ、定員20名（内訳は、就労継続支援A型：13名、就労継続支援B型：7名）。

(2) 能生地域のグループホーム整備について

「グループホーム能生」（運営主体：社会福祉法人奴奈川福祉会）は、3月に一般の方向けの内覧会、竣 工式予定。定員6名（内訳：入居者5名、ショートステイ：1名）で、令和7年4月1日に開設予定。

(3) 地域活動支援センターの名称変更について

12月市議会定例会にて、地域活動支援センターいちょうの家・青空工房を統合し、「青空いちょうの家」 に名称変更すること、あけぼの福祉作業所から「あけぼの」に名称変更することの承認を受けた。

令和7年4月1日の運営の移行に向け、新法人のほうで準備を進めている。

「青空いちょうの家」は、4月1日に開所式を予定。

(4) こども療育交通費助成事業について

市では、令和7年度新規事業として、「こども療育ガソリン代助成事業」、「こども療育高速道路料金助成 事業」の2事業を統合して「こども療育交通費助成事業」を創設。富山や長岡などの遠方の医療機関等に 年4日以上通院している児童の保護者に、年間25,000円分の翠ペイのポイントを付与。

(5) 障害福祉サービス事業所の新規開設について

「ジョイワークてらまち」（運営主体：株式会社あらいぐま）が令和7年4月1日に開所予定。定員15 人（自立訓練5人、就労継続支援B型10人）

5 その他

次回本会は、令和7年8月頃に実施予定。

6 閉会

以上